平成28年7月26日

会員各位殿

広島シートメタル工業会

技能検定事前講習のご案内

平成28年度 技能検定事前講習の実施日程を計画しましたので、ご案内いたします。

受講希望の方は、別紙申込書に各欄ご記入の上、事務局宛てにＦＡＸにて返送お願いします。

技能検定は、『皆様が修得されている技能を一定の基準により検定し、国として証明する技能の国家検定制度』です。試験に合格すると合格証書が交付され、『技能士』と名乗ることができます。

工場板金の職種として、機械板金作業と数値制御ﾀﾚｯﾄﾊﾟﾝﾁﾌﾟﾚｽ板金作業の各１級及び2級の実技試験と学科試験があります。

当工業会といたしましても、多くの受験者が合格するよう支援したいと考えております。

支援策として、事前講習会を下記日程で実施する予定です。

受験を希望される方は、是非とも受講して頂き合格を目指して頂きたいと思います。

*参考資料として受験資格一覧を添付致します。

講習日程

学科講習（１回目）	１０月１７日（月）	９：００~１７：００	㈱アマダ　広島営業所 セミナールーム
学科講習（２回目）	１１月　７日（月）		
学科講習（３回目）	１２月　５日（月）		

＊費　用　　テキスト代は工業会負担・講師料に関わる費用は㈱アマダにて負担いたします。

＊昼食は、施設に食堂の設備がございません。

お弁当持参もしくは、周辺の飲食店、コンビニ等ご利用ください。

＊講習申込締切日　９月１６日（金）

試験日程は未定、9月初旬に広島県職業能力開発協会から発表があります。

受験費用は、実技￥17,900　学科￥3,100 別途必要となります。

《お問い合わせ先》　広島シートメタル工業会事務局
（株）アマダ　広島営業所内　小田
ＴＥＬ　０８２－９２３－６６５５
携　帯　０８０-５９３５-１８６２

広島シートメタル工業会 事務局行

ＦＡＸ　０８２－９２４－７８２６

技能検定事前講習申込書

受検職種		受講者氏名
機械板金	１級	
	２級	
ターレットパンチプレス板金	１級	
	２級	

会　社　名

住　所

Ｔ　Ｅ　Ｌ

お問合せ担当者名

※申込み締切り期日　平成２８年９月１６日（金）

（事務局までＦＡＸにてご送信下さい）

受検資格一覧表

技能検定は，次表のとおり一定の受検資格が必要となる。
実務の経験とは，当該検定職種に関する実務の経験とし，実務経験年数は，申請書受付期間の最終日（10月14日）で算定する。
「実務経験のみ」以外の受検対象者は，検定職種に関する学科，訓練科又は免許職種に限る。
なお，3級受検については，高校入学と同時に受検が可能となる。ただし，検定職種に関する学科に限る。
高校(普通科)・大学(経済学科)等，検定職種に関連のない学科を卒業した方は，「実務経験のみ」の年数となる。

（単位 年）

受検対象者 ※1		特級	1　級		2　級		3級 ※7	単一等級	
		1級合格後 ※10		2級合格後 ※10	3級合格後 ※10		3級合格後 ※10		
実務経験のみ		5	**7**	2	4	**2**	0	**0** ※8	**3**
専門高校卒業 ※2 専修学校（大学入学資格付与課程に限る）卒業			6			0		0	1
短大・高専・高校専攻科卒業※2 専修学校（大学大学資格付与課程に限る）卒業			5			0		0	0
大学卒業※2 専修学校（大学院入学資格付与課程に限る）卒業			4			0		0	0
専修学校※3又は各種学校卒業 (厚生労働大臣が指定したものに限る。)	800h以上		6			0		0 ※9	1
	1600h以上		5			0		0 ※9	1
	3200h以上		4			0		0 ※9	0
短期課程の普通職業訓練修了※4	700h以上		6			0		0 ※6	1
普通課程の普通職業訓練修了※4	2800h未満		5			0		0	1
	2800h以上		4			0		0	0
専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了※4			3	1	2	0		0	0
応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了			1			0		0	0
長期課程又は短期養成課程の指導員訓練修了			1 ※5			0 ※5		0	0
職業訓練指導員免許取得			1			—	—	—	0
長期養成課程の指導員訓練修了			0			—	—	—	0

※1：検定職種に関する学科，訓練科又は免許職種に限る。

※2：学校教育法による大学，短期大学又は高等学校と同等以上と認められる外国の学校又は他法令学校を卒業した者は学校教育法に基づくそれぞれのものに準ずる。

※3：大学入学資格付与課程，大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程の専修学校を除く。

※4：職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）の施行前に，改正前の職業訓練法に基づく高等訓練課程又は特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者は，それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程の普通職業訓練又は専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなす。また，職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）の施行前に，改正前の職業能力開発促進法に基づく専門課程の養成訓練を修了した者は，専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなし，改正前の職業能力開発促進法に基づく普通課程の養成訓練又は職業転換課程の能力再開発訓練（いずれも800時間以上のものに限る。）を修了した者はそれぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程又は短期課程の普通職業訓練を修了したものとみなす。

※5：短期養成課程の指導員訓練の修了者については、訓練修了後に行われる能力審査（職業訓練指導員試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める審査）に合格しているものに限る。

※6：総訓練時間が700時間未満のものを含む。

※7：3級の技能検定については，検定職種に関する学科に在学する者及び検定職種に関する訓練科において職業訓練を受けている者等も受検できる。

※8：検定職種に関し実務の経験を有する者について，受検資格を認めることとする。

※9：当該学校が厚生労働大臣の指定を受けたものであるか否かに関わらず，受検資格を付与する。

※10：技能検定合格後の年数は，合格証書の交付年月日を起算日として算定する。同一作業だけではなく同一職種が対象となる。